

マウントアップ型 (歩車道境界ブロックB 180×205×250×600)

歩道と車道の高低差20cmの場合

歩道切り下げ

(標準図)

普通乗用車用

フラット型 (歩車道境界ブロックB 180×230×250×600)

通常部

乗入部

通常部

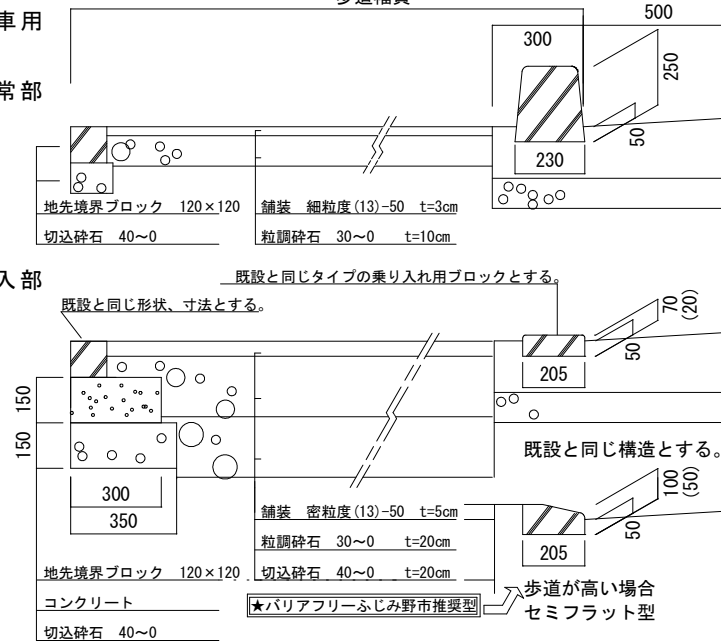
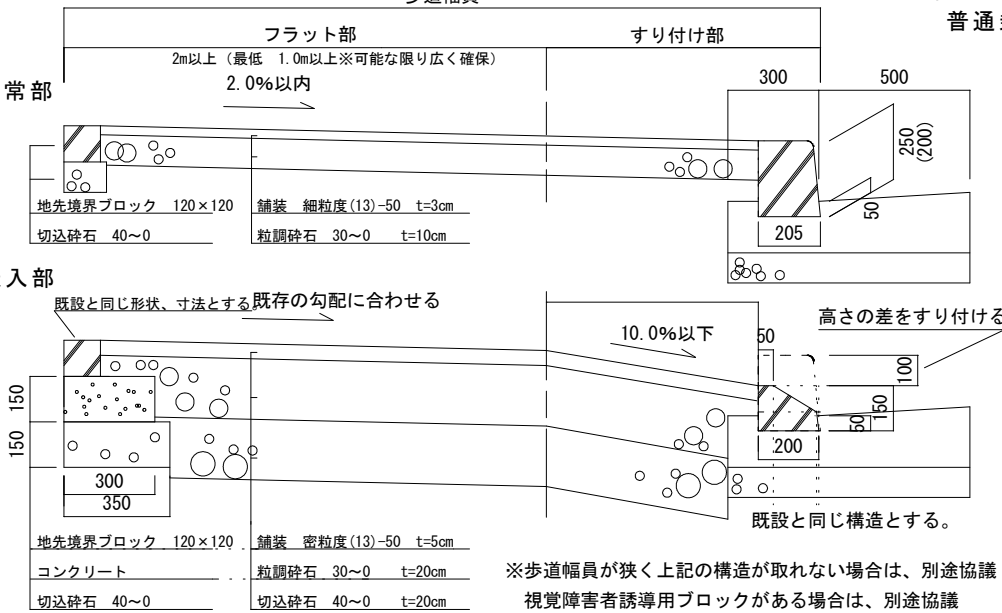
乗入部

インターロッキング

地先境界ブロックの構造は、舗装部と同一とする。

インターロッキング t=6cm
クッション砂 t=3cm
切込砕石 40~0 t=10cm

インターロッキング t=8cm
モルタル空練 t=3cm
コンクリート t=20cm
切込砕石 40~0 t=20cm



歩道切り下げ承認工事 (道路法第24条申請)

- ・開口部の幅は、原則4.2mまでとする。(土地利用によっては最大6m)
- ・出入口は、同一敷地内1箇所とする。ただし交通処理上等の理由から必要と認められる場合は、相互の間隔を8m以上離し2箇所とすることができる。
- ・出入口改修に伴い側溝、地先境界ブロック等の構造物も改修すること。
- ・マウントアップ型の切り下げ申請は、フラット・すり付け部の寸法を図面に明記のこと。
- ・支障物件移設等(ガードレール、植樹帯)市と協議をすること。
- ・歩道が広い場合、切下げ部から歩道内へ進入出来ないようポールを設置するかどうか市と協議すること。
- ・大型車などの乗り入れの場合、別途協議のこと。(道路種別No.2・3で施工)
- ・その他については、「道路法24条の規定に基づく道路工事の承認申請に当たって」を参照すること。